

協議第 19 号

特別職職員の身分の取扱いについて

特別職職員の身分の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 南足柄市の特別職職員（議会議員、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を除く）は、合併の日の前日をもって失職するものとする。
- 2 合併後の特別職職員の任用に当たっては、合併後の市政が円滑かつ一体的に運営されるよう、留意するものとする。

平成 29 年 2 月 14 日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・合併の方式を「南足柄市域を小田原市に編入する編入合併とする」とすると想定していることから、合併の前日をもって南足柄市の法人格が消滅することに伴い、南足柄市の特別職職員は失職する。
- ・合併後の市政を円滑かつ一体的に運営するためには、市域全体の状況を適切に把握できるように特別職職員を任用することが適当である。